Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款

QRコードから閲覧する方法	右記のQRコードよりご覧ください。 ※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。
三井住友海上プライマリー生命のホームページから閲覧する方法	1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ（https://www.ms-primary.com）にアクセスし、「商品情報」をクリック 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック 3 検索コードを入力して「検索」をクリック　検索コード 0300016190

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。

自然保護活動に役立てています。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。

その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページでご確認いただけます。

募集代理店からのお知らせ

- この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- この保険にご契約いただくか否かが、お客さまと募集代理店との他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては、お申込みいただけない場合があります。

この保険の正式名称は、通貨選択利率更改型逓増終身保険です。

募集代理店

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028　東京都中央区八重洲 1-3-7　八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問合わせ　フリーダイヤル　0120-125-104

https://www.ms-primary.com

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。

UD FONT by MORISAWA

©2024 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2404026　2024.04　NRFG　MSPL-2404-A-0020-00

2024年4月版

おおきな、まごころ2

通貨選択利率更改型逓増終身保険

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P1～　契約概要 P19～　注意喚起情報 P35～　Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内 裏表紙

ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険です。

預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

MS&AD 三井住友海上プライマリー生命

おおきな、まごころ2は、

お客さまの"まごころ"をカタチにできる 通貨選択型の一時払終身保険です。

● ご要望に応じて2つのコースから選択できます

家族にふやしてのこしたい

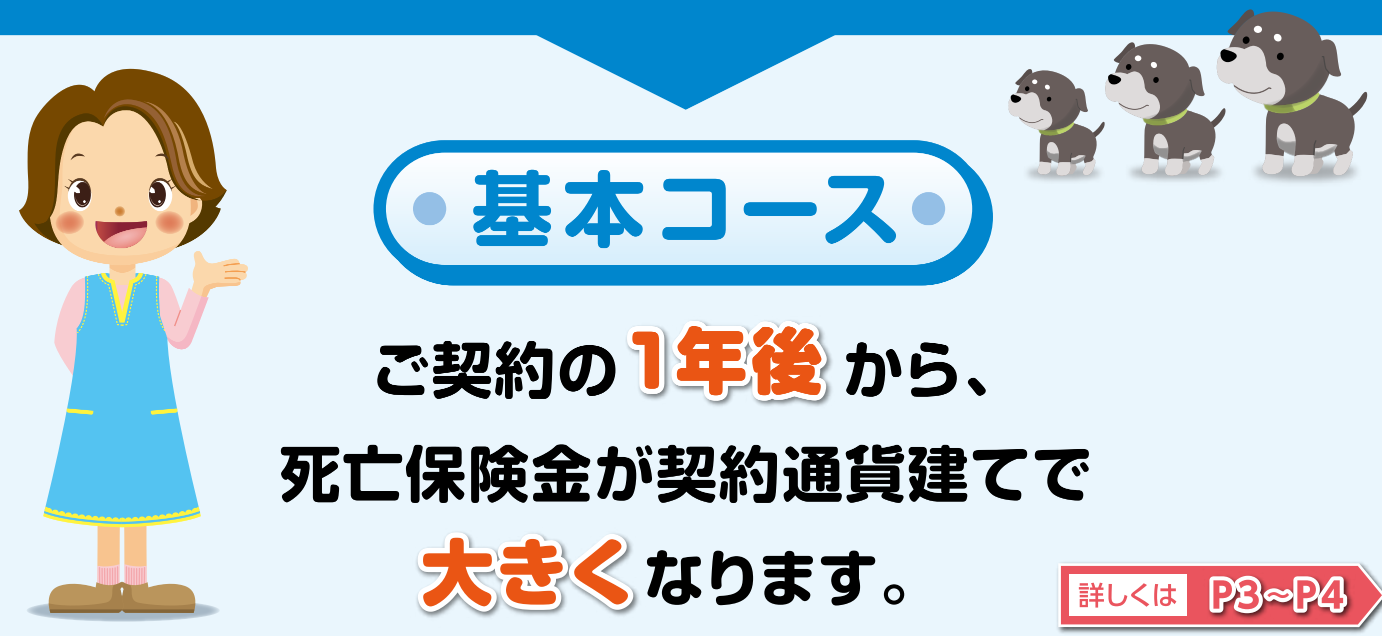

基本コース

ご契約の **1年後** から、
死亡保険金が契約通貨建てで
大きくなります。

詳しくは P3〜P4

家族にのこしつつ 自分のためにもつかいたい

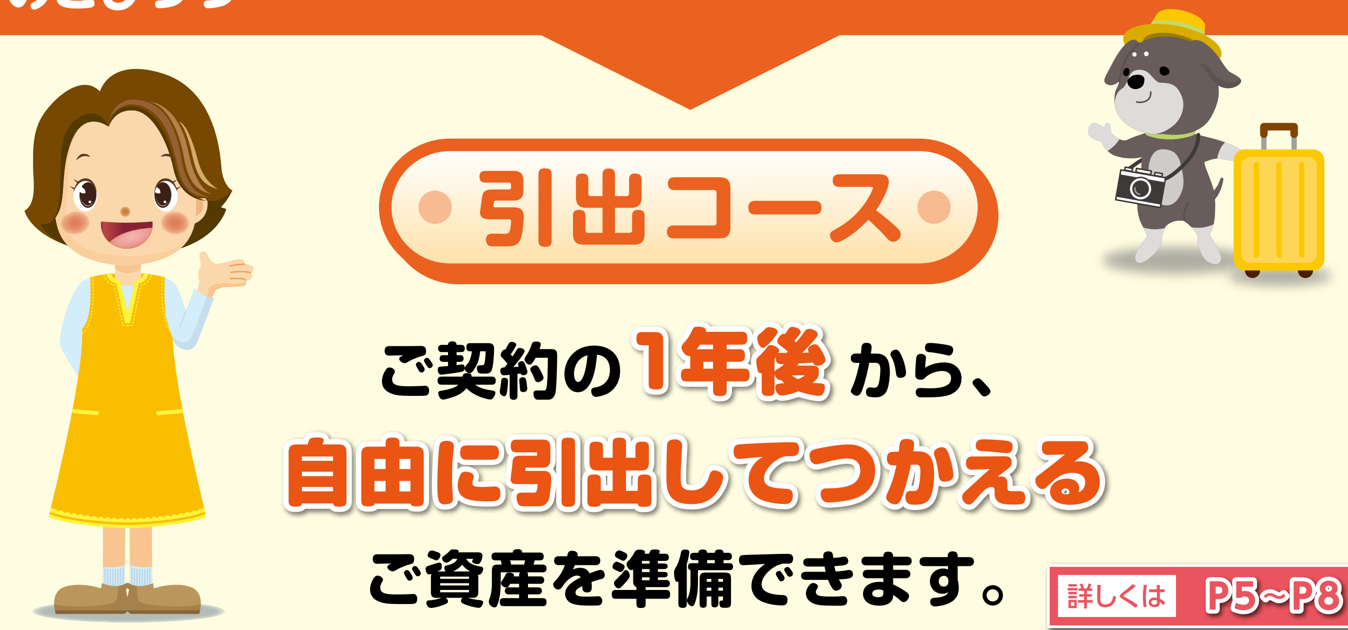

引出コース

ご契約の **1年後** から、
自由に引出してつかえる
ご資産を準備できます。

詳しくは P5〜P8

さらに、こんなご要望にもお応えできます!

終身の死亡保障にかえて

特約 介護年金への移行

公的介護保険制度の**要介護2**以上と認定されている場合、**介護年金**でのお受取りをお選びいただけます。

詳しくは P9

特約 年金への移行

年金でのお受取りをお選びいただけます。

詳しくは P23、P29

この保険では、2つのコースから1つのコースをお選びいただきます。ご契約後は、別のコースに変更することはできません。
主契約(通貨選択利率更改型逓増終身保険)または主契約に円建定額終身移行特約を付加した契約を「基本コース」、主契約に「引出自在型終身保障特約」を付加した契約を「引出コース」と表記しています。
※「基本コース」の円建定額終身移行特約は、契約通貨に外貨を選択した場合、付加されます。

生命保険でできる、円満な相続のための3つの対策

相続税対策 死亡保険金の非課税枠*1を活用できます。

非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数*2

*1 法定相続人(相続を放棄した方や相続権を失った方は含まれません。)以外の人が受取った死亡保険金には非課税枠の適用はありません。
*2 法定相続人の数には、相続を放棄した人を含み、養子がいる場合には算入する養子の数に制限があります。

遺産分割対策 お金に名前をつけてのこせます。

死亡保険金受取人をあらかじめ指定できます。
そのため、財産を「渡したい人にのこす」ことができます。

【例】

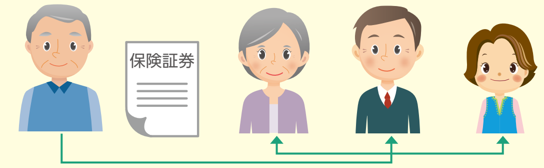

死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族をご指定いただけます。

納税資金対策 すぐにつかえる現金を確保できます。

死亡保険金は「受取人固有の財産」として遺産分割協議の対象外*3となります。
そのため死亡保険金受取人が所定の請求手続きをすることにより、すみやかに現金で支払われます。(書類等に不備がない場合、約1週間程度*4で支払われます。)

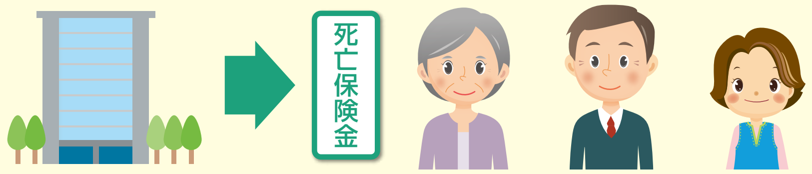

*3 最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。
*4 保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。

※本税務取扱いの内容は2024年1月1日現在の税制に基づく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。
個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

基本コース のしくみと特徴

ご契約の1年後から、死亡保険金が大きくなります。*1

契約日から3年間、**毎年**死亡保険金が契約通貨建てで**大きく**なります。*1

更改日に積立利率が更改される際、その利率が最低保証積立利率（外貨0.5%、円0.01%）を上回る場合、**さらに**保険金額が**大きく**なります。

*1 死亡保険金は保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額をお受取りいただきます。
なお、保険金額は契約日から3年間、毎年契約通貨建てで大きくなりますが、
解約払戻金額は市場金利の変動等により必ずしも増加するものではありません。

契約通貨が外貨の場合、ご契約から3年間、死亡保険金を円で保証します。

- 契約時に初期死亡円保証特約を付加することで、契約日から3年間、死亡保険金として**一時払保険料の円換算額を最低保証**します。
- 為替レートが変動しても、安心してご家族にのこすことができます。

※この特約を付加した場合、所定の費用を積立金から控除するため、
基本保険金額は付加しない場合とくらべて小さい金額となります。
なお、この特約を中途付加・中途解約することはできません。

- 円満な相続のための準備ができます。 詳しくは P1〜P2

相続税対策　遺産分割対策　納税資金対策

【イメージ図】
［契約通貨が外貨で
初期死亡円保証特約を付加した場合］

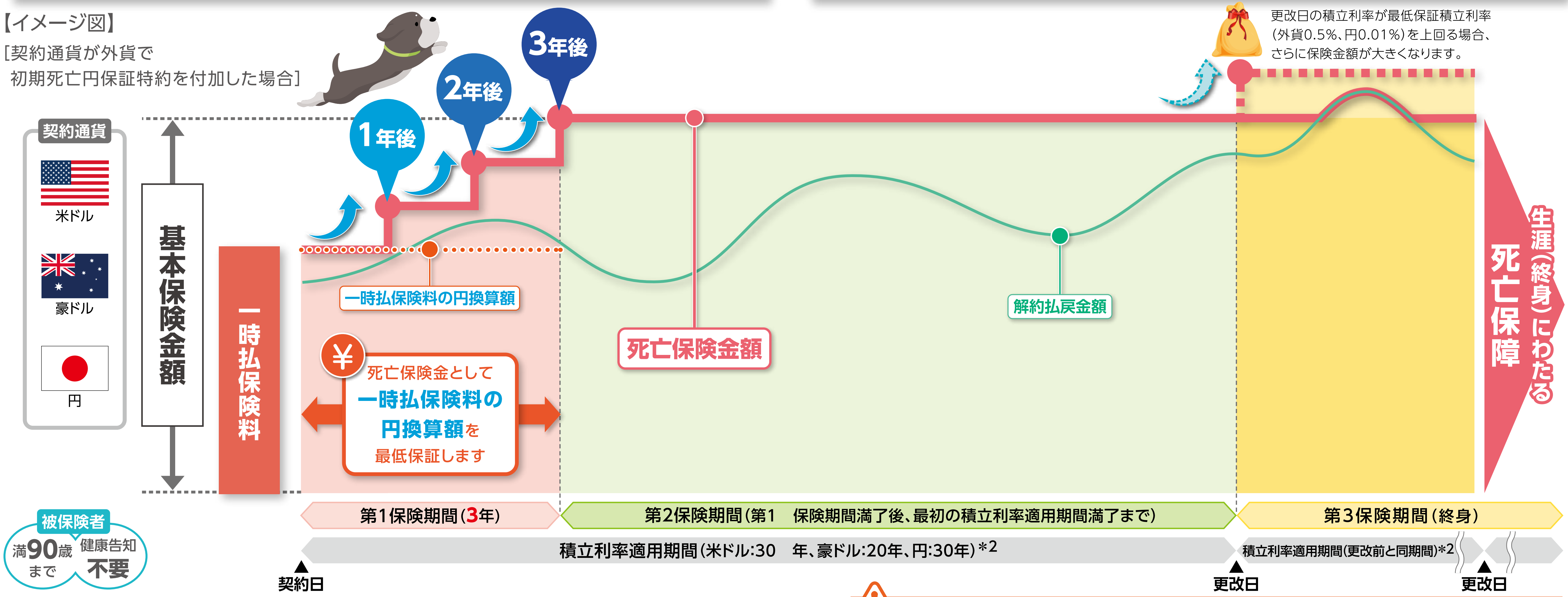

*2 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年となります。
※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

ご注意ください

◆この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**また、**解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

詳しくは P35〜P37

引出コース のしくみと特徴

ご契約の1年後から、引出部分を自由に引出してつかえます。

契約日の1年後から、一時払保険料を上回る引出部分を
ご自身のタイミングで**引出せます。**
解約控除や市場調整はかかりません。

詳しくは P7~P8

一時払保険料相当額（契約通貨建）を死亡保険金としてご家族にのこせます。

ご自身でつかえる資金を確保しつつ
円満な相続のための準備ができます。

相続税対策　遺産分割対策　納税資金対策

詳しくは P1~P2

【イメージ図】

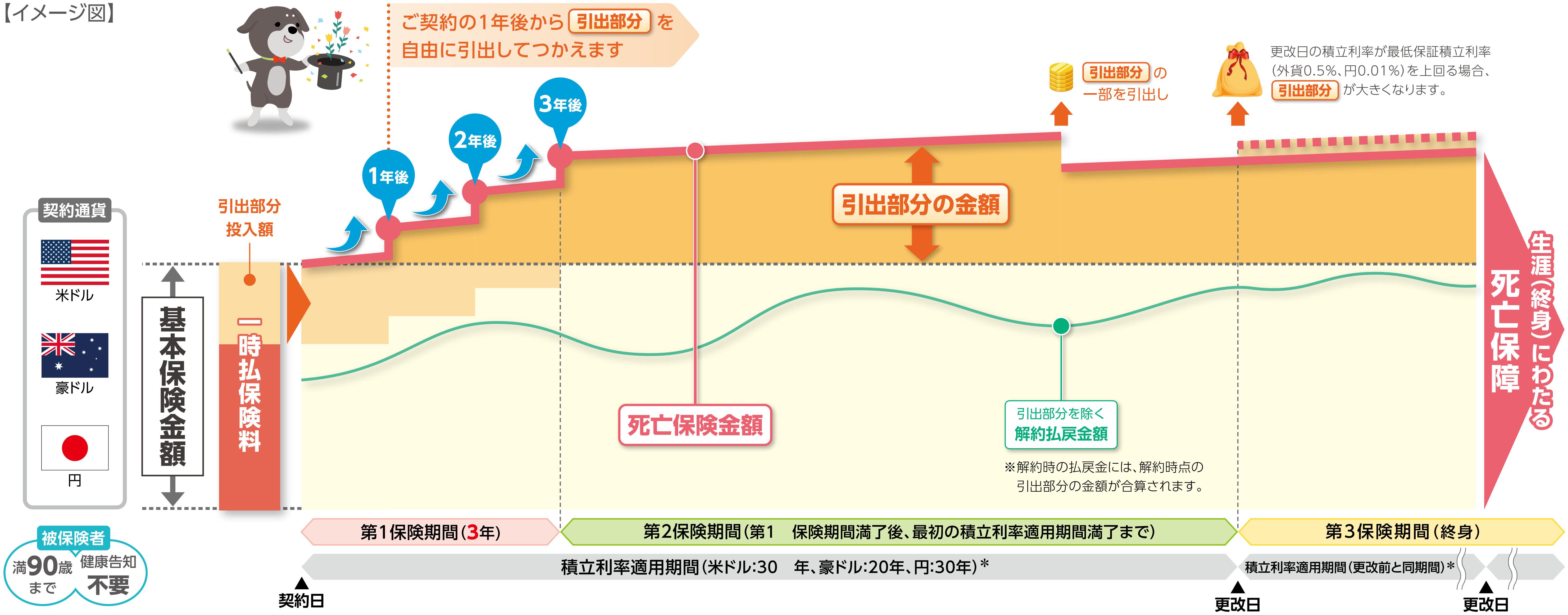

この保険では、一時払保険料の一部（引出部分投入額）を引出部分の原資とします。
※引出部分投入額は、契約日の積立利率、被保険者の年齢・性別等により決まります。
　ご自身で指定することはできません。
＊ 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年となります。

※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。
※上図は引出部分を毎年同じ利率で運用したと仮定したものです。

商品パンフレットでの表記について

商品パンフレットでは、引出自在型終身保障特約の用語を右記のように表示しています。

- 「引出自在型終身保障部分」▶ 引出部分
- 「引出自在型終身保障部分の積立金額」▶ 引出部分 の金額
- 「引出自在型終身保障充当金額」▶ 引出部分 投入額

ご注意ください

◆この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

詳しくは P35~P37

引出コース 引出部分について

引出部分とは

この保険では、一時払保険料の一部（引出部分投入額）を引出部分の原資とします。

※引出部分投入額は、契約日の積立利率、被保険者の年齢・性別等により決まります。
　ご自身で指定することはできません。

引出部分の運用について

●引出部分は、積立利率とは異なる、契約応当日ごとに毎年適用される三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用します。

※この利率の下限は0.01%とします。

●更改日の積立利率が最低保証積立利率*を上回る場合、引出部分は更改日に大きくなります。

＊ 外貨0.5%、円0.01%

※更改日前に引出部分を全額引出した場合でも、更改日の積立利率が最低保証積立利率を上回れば、引出部分の金額は増加します。

契約日から3年後時点の引出部分の一時払保険料に対する割合例

前提条件	積立利率	米ドル：4.45% 豪ドル：4.10% 円：0.90%	引出部分運用利率	米ドル：0.59% 豪ドル：0.39% 円：0.01%　で一定と仮定

契約年齢＼契約通貨	男性 米ドル	男性 豪ドル	男性 円	女性 米ドル	女性 豪ドル	女性 円
50歳	69.5%	56.6%	21.3%	72.4%	58.5%	22.3%
60歳	61.6%	52.3%	18.1%	67.4%	55.5%	20.5%
70歳	48.2%	43.8%	12.9%	56.2%	49.5%	15.9%

※上記は、2023年11月30日時点の市場環境等を前提として計算されています。なお、三井住友海上プライマリー生命所定の方式により、端数処理を行っています。

※ご契約時には必ず最新の利率をご確認ください。

※契約日から3年後時点の引出部分の金額は、基本保険金額、契約日の積立利率、積立利率適用期間、引出部分運用利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。

Q　引出した引出金は、課税されますか？

A　引出金の累計額が一時払保険料を超えるまでは課税されません。（契約通貨が外貨の場合は、円換算額）

引出の手続きについて

ご契約の1年後から、引出部分の一時払保険料を上回る部分をいつでも引出すことができます。解約控除や市場調整はかかりません。

引出をご希望の場合

まずはお電話

●三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンター（フリーダイヤル:0120-81-8107）までご連絡いただき、必要書類をご請求ください。

必要書類に記入、郵送

●請求書にて引出部分の引出方法（全額または一部）をご選択いただきます。引出金額は、契約通貨建てでご指定した金額をお受取りいただきます。（契約通貨が外貨の場合、円での受取りも可能）

※引出の上限は、引出部分の金額とします。また一部引出の場合は次のとおりです。
・外貨：1,000ドル以上（100ドル単位）
・円：10万円以上（1万円単位）

※契約通貨が外貨で、円でのお受取りをご選択された場合、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日における所定の為替レートを適用します。

お支払い

●三井住友海上プライマリー生命が不備のない必要書類を受付けた日の翌日から、その日を含めて5営業日以内にご指定の口座へお支払いします。

ご注意ください

◆契約通貨が外貨で、引出金を円でお受取りいただく場合、引出日の所定の為替レートが適用され、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

◆一度引出した引出金は、元に戻すことができません。また、引出部分に追加で資金を投入することもできません。

◆引出しをした場合の死亡保険金額は、引出金額分が減額されることとなります。

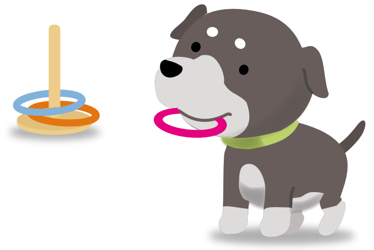

要介護2以上と認定されている場合、介護年金に移行できます

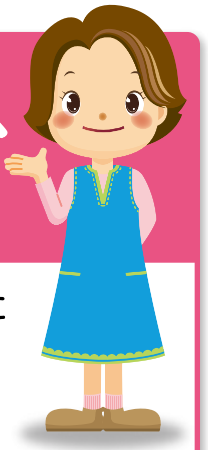

■**介護年金移行特約**を付加することで、解約払戻金を原資とした介護年金に移行することができます。

■年金支払開始日以後、**毎年定額の年金**を**一生涯**お支払いします。

移行の条件	●被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されていること。 ●契約日から1年経過以後であること。 ●年金支払開始日の被保険者の年齢が95歳以下であること。

●不備のない請求書類を三井住友海上プライマリー生命が受付けた日の翌日が、第1回の年金支払日（年金支払開始日）となります。

●介護年金へ移行後、既払年金累計額が年金原資の額に到達する前であれば、年金原資の額から既払年金累計額を差引いた額を**一括**でお受取りいただくことができます。（年金の一括支払）

●被保険者が死亡された場合、年金原資の額から既払年金累計額を差引いた額を、**死亡一時金**としてお支払いします。

【イメージ図】［介護年金に移行した場合］

介護年金への**移行のお申し出** → 解約払戻金を原資とした**介護年金に移行** →

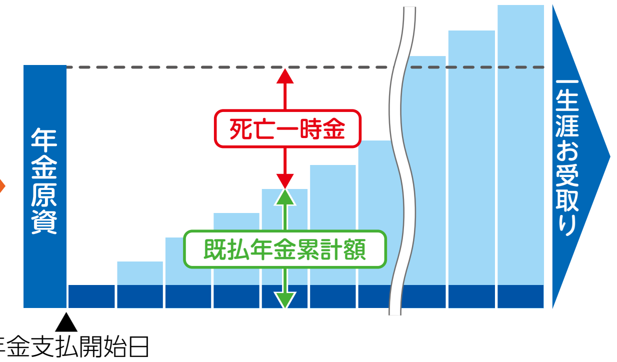

※契約通貨が外貨の場合、移行のお申し出の際、通貨を円に変更することができます。

※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

公的介護保険制度の要介護2とは？

軽度の介護を必要とする状態

食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はなんとかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。

出典：（公財）生命保険文化センターホームページ「リスクに備えるための生活設計」

※「要介護2以上」とは、2023年11月現在の公的介護保険制度に基づくもので、将来公的介護保険制度が改正され、その改正がこの特約の支払事由に影響をおよぼす場合、支払事由を変更することがあります。

ご注意ください

◆**年金原資となる解約払戻金は、市場金利の変動の影響や解約控除等により、一時払保険料を下回る可能性があります。**

◆年金額が所定の金額に満たない場合、介護年金への移行はできません。

◆介護年金への移行後に、再度、契約通貨建ての終身保険や円建終身保障に移行することはできません。

◆年金の一括支払を選択した場合、契約は消滅し、以後の年金等のお支払いはありません。

指定代理請求人が請求することもできます

本来の受取人に年金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が、本来の受取人にかわって請求することができます。

●たとえばこんなとき…

高齢で認知症等となり意志表示ができなくなったとき

傷害や疾病で寝たきり状態等となり意志表示ができなくなったとき

上記のような場合でも、お受取りいただけます。

請求対象	年金など	引出部分の引出金
本来の受取人	年金受取人	契約者
支払先	指定代理請求人の請求により、以下のいずれかの口座にお支払いします。 ・年金受取人または契約者の口座 ・指定代理請求人の口座	
対象となる契約	年金移行特約（定額保険用）・介護年金移行特約を付加した契約 （年金受取人＝被保険者の契約に付加可）	引出コース （契約者＝被保険者の契約に付加可）

●指定代理請求人は、被保険者である契約者または年金受取人との関係が次の範囲内で任意の方を1名指定することができます。

配偶者	直系血族 （子、孫、父母、祖父母など）	3親等以内の親族 （兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など）

●三井住友海上プライマリー生命が認めた場合、次の範囲内からも指定することができます。

①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者

②被保険者の財産管理を行っている者

③死亡保険金の受取人

④その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として三井住友海上プライマリー生命が認めた者

●受取人の代理になる方を契約者が指定するため、契約者は受取人と相談したうえで指定代理請求人を指定してください。

●指定代理請求人を指定した際には、契約者は指定代理請求人に、支払事由および代理請求ができることをお伝えください。

●詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

死亡保障について

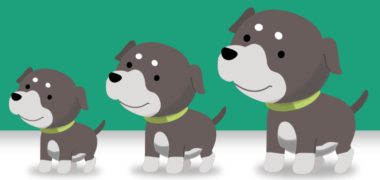

死亡保険金　基本コース　引出コース

保険期間中に被保険者が死亡された場合、被保険者が死亡された日の下記保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただきます。

基本コース の保険金額　［このコースの基本保険金額は、一時払保険料と積立利率等により計算した金額となります。］

死亡された日		保険金額
第1保険期間（契約日からの期間）	1年間	一時払保険料
	1年後の契約応当日より1年間	一時払保険料 ＋（基本保険金額 － 一時払保険料）× 0.33
	2年後の契約応当日より1年間	一時払保険料 ＋（基本保険金額 － 一時払保険料）× 0.67
第2保険期間		基本保険金額
第3保険期間		積立利率の更改の都度、再計算した額 ※更改日の積立利率が最低保証積立利率（外貨0.5%、円0.01%）を上回る場合、保険金額は大きくなります。

契約通貨が外貨で次の①または②に該当する場合、死亡保険金額はそれぞれ以下のとおりです。

①初期死亡円保証特約を付加した場合（第1保険期間に被保険者が死亡された場合）	次のいずれか大きい額 ●死亡保険金額を円支払特約レート*1で円換算した額 ●一時払保険料を契約日の円入金特約レートで円換算した額*2
②円建終身保障へ移行した場合	被保険者が死亡された日の保障基準価格

*1 三井住友海上プライマリー生命が不備のない請求書類を受付けた日のレートとなります。
*2 円入金特約を付加し円で入金した場合は、払込みいただいた額となります。
　外貨入金特約を付加し契約通貨と異なる外貨で入金した場合は、
　払込通貨で入金した保険料を円入金特約レートで円換算した額となります。
※「円建終身保障への移行」についての詳細は、P21～P22をご覧ください。

引出コース の保険金額　［このコースの基本保険金額は、一時払保険料相当額となります。］

死亡された日		保険金額
第1保険期間（契約日からの期間）	1年間	基本保険金額 ＋ 所定の利息*3
	1年後の契約応当日より1年間*4	基本保険金額 ＋ 引出部分投入額 × 0.33 ＋ 所定の利息*3
	2年後の契約応当日より1年間*4	基本保険金額 ＋ 引出部分投入額 × 0.67 ＋ 所定の利息*3
第2保険期間*4 第3保険期間*4		基本保険金額 ＋ 引出部分の金額

*3 引出部分投入額を三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用して生じる利息相当額
*4 引出部分を引出した場合は、その金額を差引きます。

災害死亡保険金　基本コース

契約通貨が外貨で、円建終身保障への移行後、所定の不慮の事故等*5により死亡された場合には、災害死亡保険金として被保険者が死亡された日の保障基準価格の10%を死亡保険金に加えてお支払いします。

*5「不慮の事故等」については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

家族へ安心をのこすポイント

死亡保険金受取人を指定できます。

ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことにより「のこしたい方」へのスムーズな財産承継を生前からご準備いただけます。

【例】

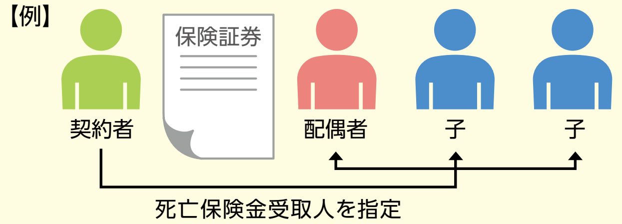

●死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族をご指定いただけます。

＜指定範囲＞

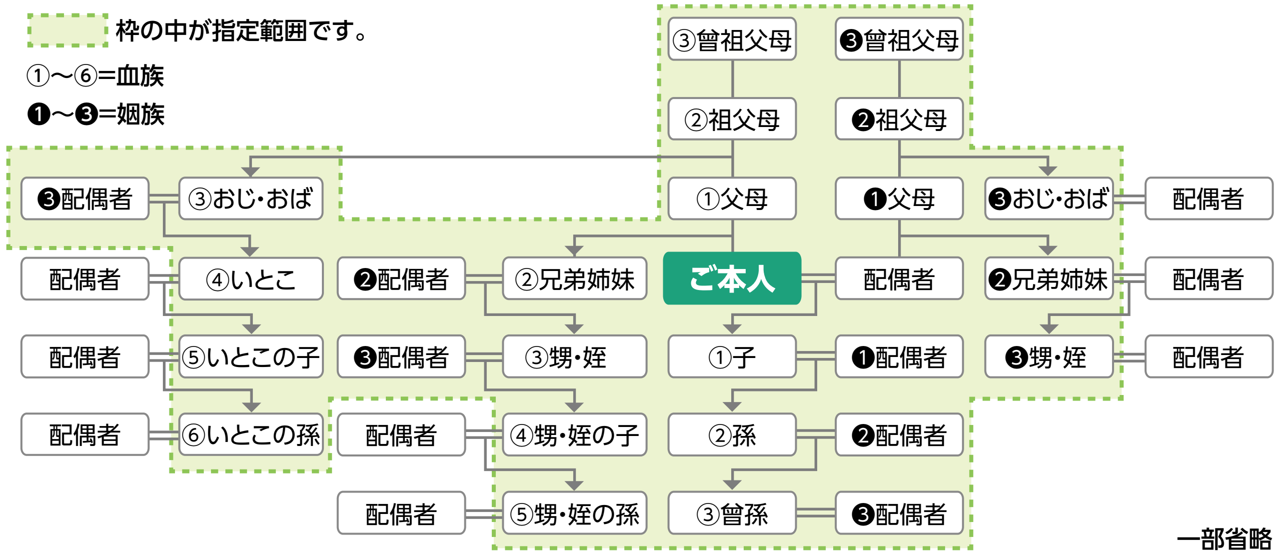

※死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。
（ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。）

すぐに死亡保険金をお受取りいただけます。

死亡保険金は、所定の手続きを行っていただくことにより迅速に支払われ、すぐに使える資金として活用いただけます。
銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますが、死亡保険金は遺産分割協議の対象外です。
※保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。
　詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

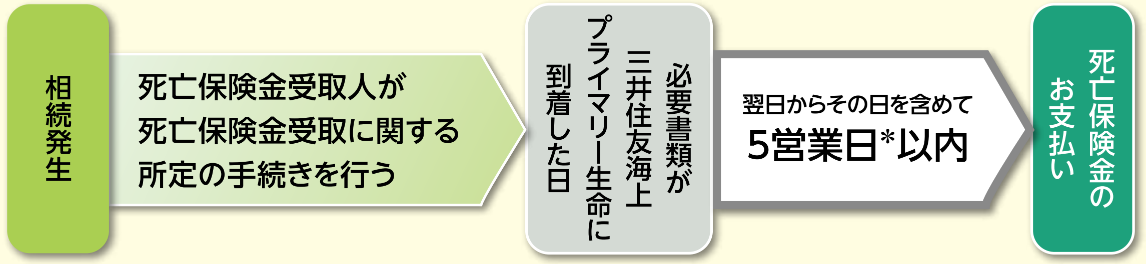

＊ 不備のない必要書類が三井住友海上プライマリー生命に提出された場合の日数です。

ご契約について

<table>
<tr><th colspan="3">コース</th><th>基本コース</th><th>引出コース</th></tr>
<tr><td colspan="3">概要</td><td>主契約（通貨選択利率更改型逓増終身保険）または主契約に円建定額終身移行特約を付加した契約
※円建定額終身移行特約は、契約通貨に外貨を選択した場合に付加され、契約日から1年経過以後であれば円建終身保障へ移行することができます。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。</td><td>主契約に「引出自在型終身保障特約」を付加した契約</td></tr>
<tr><td colspan="3">契約通貨</td><td colspan="2">米ドル、豪ドル、円</td></tr>
<tr><td colspan="3">契約年齢
（契約日における被保険者の満年齢）</td><td colspan="2">40歳～90歳</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一時払保険料</td><td rowspan="2">最低</td><td>外貨</td><td colspan="2">1万契約通貨（1契約通貨単位）
※円入金特約を付加した場合は最低100万円（1万円単位）</td></tr>
<tr><td>円</td><td colspan="2">100万円（1万円単位）</td></tr>
<tr><td colspan="2">最高</td><td>基本保険金額が10億円となる保険料</td><td>基本保険金額と引出部分投入額の合計が10億円となる保険料</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">※契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額
※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。
詳しくは、P24、P30をご覧ください。</td></tr>
<tr><td colspan="3">積立利率適用期間</td><td colspan="2">米ドル：30年、豪ドル：20年、円：30年
※契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年となります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">保険期間
（終身）</td><td colspan="2">第1保険期間</td><td colspan="2">契約日から3年</td></tr>
<tr><td colspan="2">第2保険期間</td><td colspan="2">第1保険期間満了後、最初の積立利率適用期間満了まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3保険期間</td><td colspan="2">第2保険期間満了後、終身</td></tr>
<tr><td colspan="3">契約日</td><td colspan="2">一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日</td></tr>
<tr><td colspan="3">契約者</td><td colspan="2">被保険者の3親等以内の血族または配偶者</td></tr>
<tr><td colspan="3">死亡保険金受取人</td><td colspan="2">被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族</td></tr>
<tr><td colspan="3">保険料の払込方法</td><td colspan="2">一時払のみ</td></tr>
<tr><td colspan="3">クーリング・オフの取扱い</td><td colspan="2">クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。
クーリング・オフ制度についての詳細は、P39～P40をご覧ください。</td></tr>
<tr><td colspan="3">増額・一部解約</td><td colspan="2">お取扱いいたしません。</td></tr>
</table>

※契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱いを停止している場合があります。

特約につきましては、「契約概要」にてご確認ください。 基本コース P23 引出コース P29

各種お取扱いについて

積立利率と為替レートのお問合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率 基本保険金額等を計算するために、契約日、更改日、契約通貨、積立利率適用期間に応じて定める利率です。

指標金利 積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。

為替レート 円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合と、外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル⇔豪ドル）で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。

＊ 通貨ごとに、米ドル（USD）：午前10時30分以降、豪ドル（AUD）：午前11時00分以降よりご案内しております。
外貨入金特約は米ドル（USD）・豪ドル（AUD）とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル **0120-125-104**

最新の積立利率・為替レートはこちら▶

※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。
詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問合わせください。

諸費用について

この保険に係る費用についての詳細は、P35～P37をご覧ください。

解約について

この保険を解約した場合には、解約控除がかかります。（一部解約を行うことはできません。）
解約についての詳細は、基本コース はP25～P26、引出コース はP31～P32をご覧ください。

税金について

この保険に関する税金のお取扱いについての詳細は、P45～P46をご覧ください。

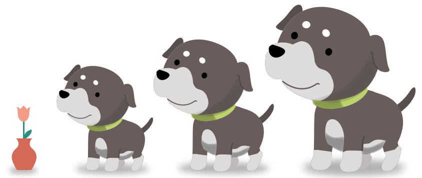

アフターサービスについて

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

ホームページ　プライマリー生命マイページ

● ご契約内容の照会　● 住所変更　● 生命保険料控除証明書の再発行　等

※法人のお客さまは、住所変更や生命保険料控除証明書再発行等はサービスの対象外となります。

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。

三井住友海上プライマリー生命ホームページ
https://www.ms-primary.com

プライマリー生命マイページご利用方法

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。
契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。
お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

※仮パスワードがお手元にない場合や不明な場合、または法人のお客さまは、新規ご登録画面へアクセスしてください。
　仮パスワードの発行ができます。

お電話　ご契約者さま専用ダイヤル

● ご契約内容の照会　● 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル **0120-81-8107**
（ハ イ 、パ ー ト ナ ー ）

受付時間
月曜日～金曜日
（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	**保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内　等** 契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。
保険期間中	**ご契約状況のお知らせ** 毎年1回、契約者あてにご案内*します。 ＊ 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。
更改日以降	**積立利率の更改についてのご案内** 更改日以降に新しい積立利率をお知らせします。

※記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

＊ ご契約内容や各種情報を確認いただくために、
　定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくためのサービスのご案内

三井住友海上プライマリー生命では、契約者・受取人が、末永く安心して保険契約をご継続いただくために、様々なサービスをご用意しています。

ご家族登録サービス

私だけ契約内容を把握しているのは不安だわ…

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。
保険証券に同封している申込書でお申込みいただけます。

指定代理請求特約

将来、寝たきり等で住所変更や口座変更等の手続きができなくなってしまったら、どうしたらよいだろう…

保険金等（引出金、年金）受取人が認知症や寝たきりで意思表示ができなくなってしまい、住所変更や口座変更等の請求ができない場合、あらかじめ**「指定代理請求特約」**を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、保険金等受取人に代わって住所変更や口座変更等を請求することが可能です。

※指定代理請求特約は被保険者と保険金等受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

その他お困りごと

父が寝たきりで意思表示ができなくなってしまい、介護施設に入居するためのまとまった費用が必要だが、父の保険契約を解約できなくて困っています。

お客さまの大切な保険契約をお守りするため、原則としてご本人以外からのお手続きはできません。
ご本人によるお手続きが難しい場合、成年後見制度のご利用をお願いいたします。
なお、上記内容に限らず、お客さま個々のご事情に寄り添いご相談を承りますので、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

契約締結前交付書面のご案内

「契約締結前交付書面」とは、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項やご注意いただきたい事項を「契約概要」「注意喚起情報」としてまとめたものです。

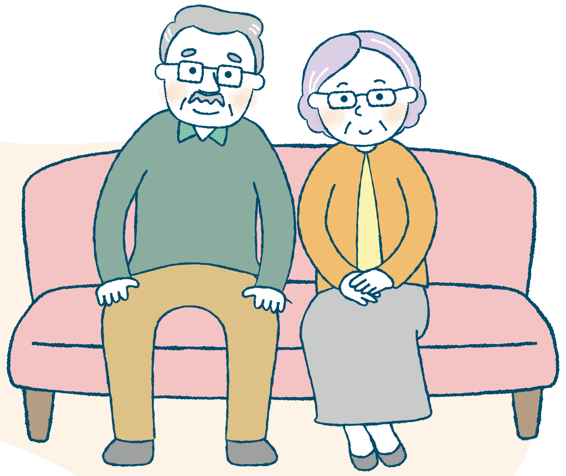

契約締結前交付書面ってどんな書面？～簡単Q&A～

1 どんなことが書かれているの？

保険商品のしくみ、保障内容、引受条件、市場金利や為替レートの変動が商品に与える影響等が記載されています。
市場金利や為替レートの変動の影響については、イメージ図とともに解説しておりますので、より理解を深めていただけたら幸いです。

2 どんなことに注意すればいいの？

ご契約の締結・維持・運用等に係る費用がある他、外貨で契約する場合は、為替手数料等も発生しますので、諸費用の記載はよくご確認ください。また、市場リスク・為替リスクとともに、解約される場合は契約年数に応じた解約控除が適用される商品もありますので、よくご確認ください。

3 他にはどんなことが書かれているの？

クーリング・オフの条件やそのお申し出方法、自殺免責等により保険金等をお支払いできない場合についても記載されています。
こちらもよくご確認ください。

簡単に確認いただける
動画も公開しています！

契約締結前交付書面 目次

契約概要

1. この保険のしくみについて……19
2. 積立利率について……20
3. 配当金について……20
4. 2つのコースの概要について……21
5. 市場調整について……33
6. 諸費用について……33
7. 為替リスクについて……34
8. 金銭の授受について……34

注意喚起情報

1. 諸費用に関する事項の概要について……35
2. この保険のリスクについて……37
3. 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません……38
4. この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です……39
5. 責任開始期・生命保険募集人の権限について……41
6. 保険金等をお支払いできない場合について……41
7. 解約と解約払戻金について……41
8. 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について……42
9. 為替リスクについて……42
10. 預金等との違いについて……42
11. その他のご注意いただきたい事項について……43
12. 保険会社の商号と住所等について……44
13. 税金のお取扱いについて……45
14. 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について……46
15. 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について……47
16. （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」について……47

契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、**「ご契約のしおり・約款」**に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、コース（基本コース・引出コース）＜＊＞と契約通貨（米ドル・豪ドル・円）をそれぞれご選択いただき、契約通貨建てで運用するしくみの一時払の生命保険商品です。

＜＊＞当冊子では、主契約（通貨選択利率更改型逓増終身保険）または主契約に円建定額終身移行特約を付加した契約を「基本コース」、主契約に「引出自在型終身保障特約」を付加した契約を「引出コース」と表記しています。

※「基本コース」では、契約通貨に外貨を選択した場合、円建定額終身移行特約が付加されます。

『おおきな、まごころ2』の正式名称は、通貨選択利率更改型逓増終身保険です。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.37の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

2つのコースの概要については、下記をご参照ください。

基本コース	引出コース
P.21～P.26	P.27～P.32

2 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 積立利率は、コース、契約通貨および積立利率適用期間に応じて異なります。
- 契約日に適用される積立利率は、積立利率適用期間中に変更されることはありません。なお、契約日以後は、更改日ごとに積立利率を改め、改めた積立利率は、契約者宛に郵送等で通知します。
- 積立利率適用期間は、契約通貨に応じて米ドル30年、豪ドル20年、円30年となります。ただし、契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上のときは契約通貨にかかわらず10年となります。
- 保険期間中に適用される積立利率は、契約通貨および積立利率適用期間に応じて三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。
  ※ 詳細については、「注意喚起情報」P.35の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 将来の保険金および解約払戻金を支払うための基準となる積立金額（引出コースにおける引出部分の金額を除く）は、積立利率や一時払保険料、経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。そのため、積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。
- 積立利率は、積立利率適用期間満了時における解約払戻金額の、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

3 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

4 2つのコースの概要について

基本コース

このコースは、契約通貨建ての一時払保険料を、契約日および各更改日に適用される積立利率で、積立利率適用期間ごとに運用します。第１保険期間中および第１保険期間満了時に保険金額が増加し、更改日の積立利率が最低保証積立利率を上回った場合は、さらに保険金額が増加します。
このコースでは、契約通貨に外貨を選択した場合、円建定額終身移行特約が付加されます。

【イメージ図】

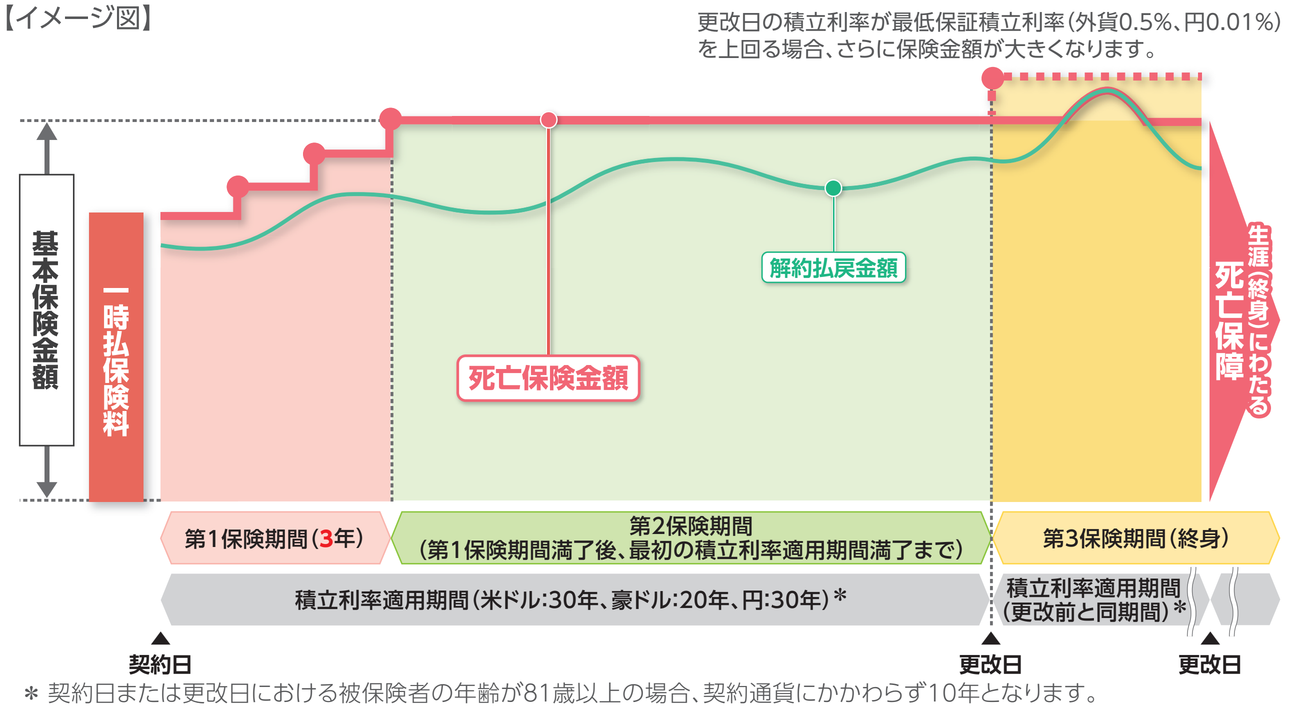

＊ 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年となります。
※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

1. 円建終身保障への移行について（円建定額終身移行特約）

- 契約通貨が外貨の場合、契約日から１年経過以後、円建終身保障へ移行することが可能です。
- 円建終身保障への移行には、契約後、目標値を設定することでの自動移行とお申出による任意移行があります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

ご注意

- 円建終身保障への移行後に、再度、外貨建終身保険に移行することはできません。
- 契約日から10年未満に円建終身保障へ移行する場合には、解約控除がかかります。
- 契約者のお申出により円建終身保障へ移行する場合には、為替相場の変動により、移行日以後の保障基準価格の原資となる解約払戻金の円換算額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円に換算した額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。
- 円建終身保障へ移行する場合、移行日以後の死亡保険金額が移行日前の死亡保険金の円換算額を下回る可能性があります。
- 契約通貨が円の場合、円建定額終身移行特約を付加することはできません。

ご注意

- 円建終身保障への移行後は、積立利率とは異なる、三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用します。この利率は、円の短期金利等に基づいて設定され、積立利率適用期間および契約通貨に応じて設定される移行前の積立利率よりも低くなることが見込まれます。

2. 保障の内容について

死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、被保険者が死亡された日の下記保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。保険金額は以下の保険期間により異なります。 このコースの基本保険金額は、一時払保険料と積立利率等により計算した金額となります。 ＜保険金額＞	
	第１保険期間	契約日から１年間：一時払保険料
		契約日から１年後の契約応当日より１年間： 一時払保険料＋（基本保険金額－一時払保険料）×0.33
		契約日から２年後の契約応当日より１年間： 一時払保険料＋（基本保険金額－一時払保険料）×0.67
	第２保険期間	基本保険金額
	第３保険期間	積立利率の更改の都度、再計算した額 ※ 更改日の積立利率が最低保証積立利率（外貨0.5%、円0.01%）を上回る場合、保険金額は増加します。
	・ 契約通貨が外貨で、初期死亡円保証特約を付加した場合、第１保険期間（３年間）の死亡保険金は、上記死亡保険金を三井住友海上プライマリー生命が不備のない請求書類を受付けた日の円支払特約レートで円換算した額と、一時払保険料を契約日の円入金特約レートで円換算した額＜＊１＞のいずれか大きい額となります。 ・ 契約通貨が外貨で、円建終身保障へ移行した場合の死亡保険金は、被保険者が死亡された日の保障基準価格となります。	
災害死亡保険金（契約通貨が外貨の場合のみ）	円建終身保障への移行日以後、被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合、災害死亡保険金として、その時点の保障基準価格の10％を死亡保険金に加えて、死亡保険金受取人にお支払いします。 ① 被保険者が移行日以後に発生した所定の不慮の事故＜＊２＞を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき ② 被保険者が移行日以後に発病した所定の特定感染症＜＊２＞を直接の原因として死亡されたとき	

＜＊１＞ 円入金特約を付加し円で入金した場合は、払込みいただいた額となります。外貨入金特約を付加し契約通貨と異なる外貨で入金した場合は、払込通貨で入金した保険料を円入金特約レートで円換算した額となります。
＜＊２＞「不慮の事故」および「特定感染症」については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

ご注意

免責事由に該当するときには、死亡保険金等のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

3. 主契約に付加できる主な特約について

● 円入金特約
外貨建契約の保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約
外貨建契約の保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル／豪ドル）でお払込みいただきます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算（米ドル→豪ドル／豪ドル→米ドル）し、一時払保険料として受領します。

※ 募集代理店によっては、この特約をお取扱いしないことがあります。

● 円支払特約
外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● 初期死亡円保証特約
外貨建契約において、保証期間（契約日から３年間）に被保険者が死亡した場合の死亡保険金額を、円換算死亡保険金額または円換算一時払保険料のいずれか大きい額とします。

● 遺族年金支払特約
被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 年金移行特約（定額保険用）
契約日から１年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 介護年金移行特約
被保険者が公的介護保険制度の要介護２以上と認定されている場合、契約日から１年経過以後であれば、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした介護年金に移行します。年金の種類は終身介護年金となります。

● 指定代理請求特約
あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4. ご契約のお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	円
一時払保険料	最低	１万契約通貨（１契約通貨単位） ※ 円入金特約・外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。		100万円 （1万円単位）
	最高	基本保険金額が10億円となる保険料 ※ 契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額		
積立利率適用期間		30年	20年	30年
		※ 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年となります。		
契約年齢 （契約日における被保険者の満年齢）		40歳～90歳		
保険期間 （終身）	第１保険期間	契約日から３年		
	第２保険期間	第１保険期間満了後、最初の積立利率適用期間満了まで		
	第３保険期間	第２保険期間満了後、終身		
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。		
増額		お取扱いいたしません		
一部解約		お取扱いいたしません		

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱いを停止している場合があります。

5. 解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。
- 契約通貨が外貨で、円建終身保障への移行後は、解約控除の適用ならびに市場金利の変動状況を反映せず、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

解約払戻金額 ＝ ①市場調整価格 － ②解約控除額

①市場調整価格 ＝ 解約日の積立金額<＊1> － 市場調整額

市場調整額は次のとおりとします。ただし、解約日における被保険者年齢が105歳を超える場合および解約日が更改日の場合は、市場調整額は0（ゼロ）とします。

$$\text{市場調整額} = \text{解約日の積立金額}^{<*1>} \times \left\{1-\left(\frac{1+i^{<*2>}}{1+j^{<*3>}}\right)^{\frac{\text{残存月数}^{<*4>}}{12}}\right\}$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

<＊1> 積立金額は、積立利率や一時払保険料、経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。
<＊2> ｉ：適用している積立利率の計算に用いた指標金利
<＊3> ｊ：解約日においてこの保険契約に適用している積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利
<＊4> 残存月数は、解約日から更改日<＊5> までの月数です。ただし、その月数が121か月以上の場合は、残存月数×0.5+60か月です。
<＊5> その日における被保険者の年齢が105歳を超える場合、被保険者の年齢が105歳に到達する契約日の年単位の応当日とします。

②解約控除額 ＝ 一時払保険料 × 所定の解約控除率<＊6>

<＊6> 解約控除率については、P.37をご参照ください。

ご注意

- この保険は積立利率適用期間を通じて積立利率が固定される商品です。そのため、ご加入にあたっては、次のような不利益が生じる可能性についてご留意ください。
  - ① 積立利率の見直しは積立利率適用期間の満了時（更改日）に行われるため、今後、市場金利が上昇した場合でも、適用中の積立利率は見直されません（上昇しません）。
  - ② また、そのような場合にご契約を解約すると、解約控除と市場調整の影響により解約払戻金が減少し、元本割れする可能性があります。
- 契約日から解約日までの期間が短い場合、解約控除額が大きいため、元本割れする可能性が高くなります。
- 市場金利が上昇した時点で解約する場合、市場調整により、元本割れする可能性（金利変動リスク）が高くなります。また、解約日から積立利率適用期間の満了（更改日）までの期間が長い場合には、市場調整の影響が大きくなります。

【解約払戻金の例】

＜契約例（積立利率適用期間：30年、初期死亡円保証特約を付加していない場合）＞
被保険者契約年齢：65歳　　性別：男性
一時払保険料：50,000米ドル　　積立利率：1.8%
適用している積立利率の計算に用いた指標金利：ｉ＝1.8%

（単位：米ドル）

経過年数	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額				
	2.8%（＋1.0%）	2.3%（＋0.5%）	1.8%（±0.0%）	1.3%（－0.5%）	0.8%（－1.0%）
1年	39,370	43,567	48,205	53,335	59,011
3年	41,756	45,896	50,450	55,461	60,979
5年	43,988	48,040	52,475	57,332	62,653
7年	46,247	50,197	54,499	59,188	64,299
9年	48,523	52,355	56,510	61,015	65,903
10年	49,663	53,431	57,506	61,914	66,684
15年	53,790	57,170	60,781	64,639	68,763
20年	57,658	60,539	63,579	66,788	70,176
25年	62,860	64,412	66,009	67,654	69,349
30年＜＊＞	69,153	69,153	69,153	69,153	69,153

＜＊＞ 経過年数30年は、更改日となるため市場調整額は0（ゼロ）となり、市場調整価格は積立金額と同額となります。
※ 上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。
※（　）内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

引出コース（引出自在型終身保障特約付加）

このコースは、契約通貨建ての一時払保険料の一部（引出部分投入額）が引出部分に充当され、所定の利率で運用します。契約日の１年後から、一時払保険料を上回る引出部分を引出金として引出すことができます。

一時払保険料から引出部分投入額を控除した額は、契約日および各更改日に適用される積立利率で、積立利率適用期間ごとに運用します。第１保険期間中および第１保険期間満了時に保険金額が増加します。

【イメージ図】

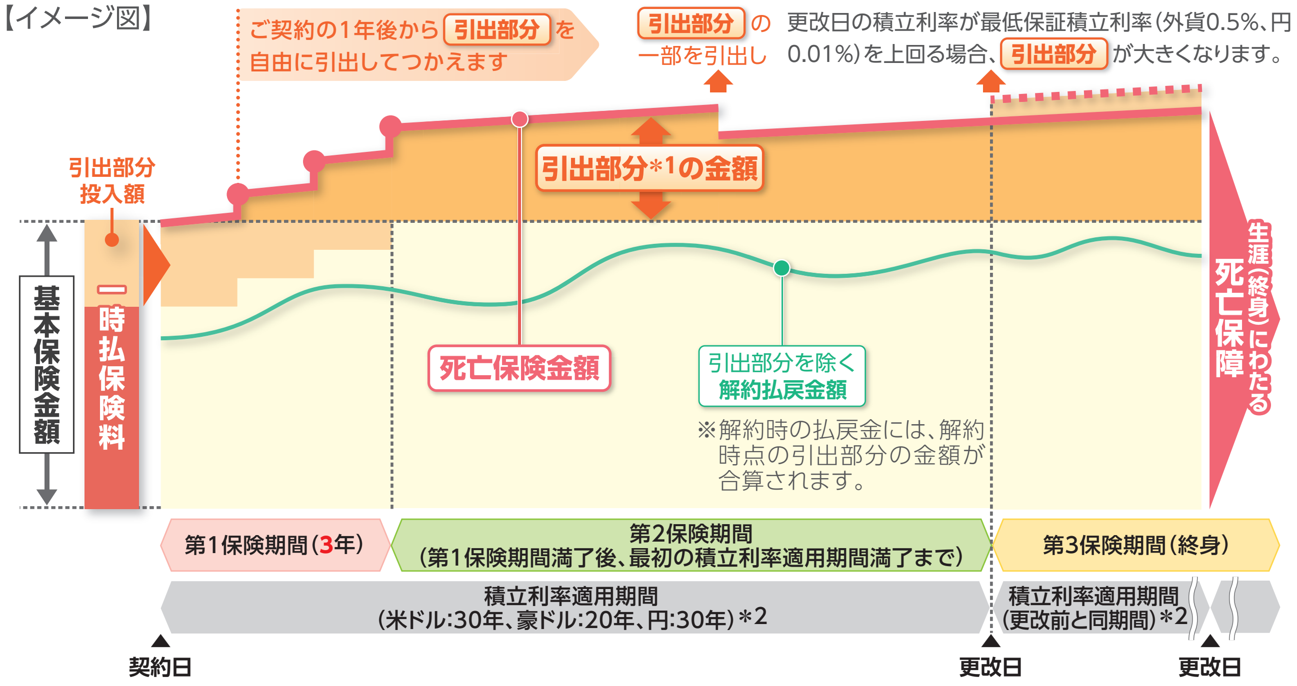

＊1 基本保険金額（一時払保険料）を上回る部分に限ります。
＊2 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年となります。
※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。
※上図は引出部分を毎年同じ利率で運用したと仮定したものです。

1.引出部分について

- 一時払保険料のうち、引出部分投入額＜＊＞は、契約応当日ごとに毎年適用される三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用します。

  ＜＊＞ 契約日の積立利率、被保険者の年齢・性別等により決まります。そのため、引出部分投入額を指定することはできません。

- 契約日の１年後からは、引出部分の金額を上限に、全額または一部を引出金として引出すことができます。
- 引出す金額は契約通貨建てで指定し、その金額を引出部分の金額から引出します。また、契約通貨が外貨の場合、円支払特約を付加することで、引出金を円で受取ることもできます。
- 更改日の積立利率が最低保証積立利率（外貨0.5%、円0.01%）を上回る場合、引出部分の金額は更改日に増加します。

ご注意

- 引出部分の金額に適用される利率は、契約日および各更改日に適用される積立利率とは異なります。
- 契約通貨が外貨で、引出金を円で受取る場合、引出日の所定の為替レートが適用され、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。
- 一度引出した引出金は、元に戻すことができません。また、引出部分に追加で資金を充当することもできません。
- 引出しをした場合の死亡保険金額は、引出金額分が減額されることとなります。

2.保障の内容について

死亡保険金 ＜＊１＞	保険期間中に被保険者が死亡された場合、被保険者が死亡された日の下記の保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。 このコースの基本保険金額は、一時払保険料相当額となります。 ＜保険金額＞	
	第１保険期間	［契約日から１年間］ 基本保険金額＋所定の利息＜＊２＞
		［契約日から１年後の契約応当日より１年間］ 基本保険金額＋引出部分投入額×0.33＋所定の利息＜＊２＞
		［契約日から２年後の契約応当日より１年間］ 基本保険金額＋引出部分投入額×0.67＋所定の利息＜＊２＞
	第２保険期間 第３保険期間	基本保険金額＋引出部分の金額
	＜＊１＞ 引出部分を引出した場合は、その金額を差引きます。 ＜＊２＞ 引出部分投入額を三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用して生じる利息相当額	

ご注意

免責事由に該当するときには、死亡保険金等のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

契約概要

3.主契約に付加できる主な特約について

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約

外貨建契約の保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル／豪ドル）でお払込みいただきます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算（米ドル→豪ドル／豪ドル→米ドル）し、一時払保険料として受領します。

※ 募集代理店によっては、この特約をお取扱いしないことがあります。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、引出金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 年金移行特約（定額保険用）

契約日から1年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 介護年金移行特約

被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後であれば、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした介護年金に移行します。年金の種類は終身介護年金となります。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、本来の受取人にかわって引出金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4.ご契約のお取扱について

契約通貨		米ドル	豪ドル	円
一時払保険料	最低	1万契約通貨（1契約通貨単位） ※ 円入金特約・外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。		100万円 （1万円単位）
	最高	基本保険金額と引出部分投入額の合計が10億円となる保険料 ※ 契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額		
積立利率適用期間		30年	20年	30年
		※ 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年となります。		
契約年齢 （契約日における被保険者の満年齢）		40歳～90歳		
保険期間 （終身）	第1保険期間	契約日から3年		
	第2保険期間	第1保険期間満了後、最初の積立利率適用期間満了まで		
	第3保険期間	第2保険期間満了後、終身		
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。		
引出部分の引出し		ご契約の1年後から、 一時払保険料を上回る引出部分の全額または一部を、 解約控除や市場調整なしでいつでも引出せます。 ※ 引出部分の金額を上限とし、また一部引出の場合は外貨：1,000ドル以上100ドル単位、円：10万円以上1万円単位とします。		
増額		お取扱いいたしません		
一部解約		お取扱いいたしません		

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額と引出部分投入額の合計の契約日時点の円換算額と、既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱いを停止している場合があります。

5.解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた額と引出部分の金額の合計となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

解約払戻金額 ＝ ①市場調整価格 － ②解約控除額 ＋ 引出部分の金額

①市場調整価格 ＝ 解約日の引出部分以外の積立金額<＊1> － 市場調整額

市場調整額は次のとおりとします。ただし、解約日における被保険者年齢が105歳を超える場合および解約日が更改日の場合は、市場調整額は0（ゼロ）とします。

$$\text{市場調整額} = \text{解約日の引出部分以外の積立金額}^{<*1>} \times \left\{ 1 - \left(\frac{1+i^{<*2>}}{1+j^{<*3>}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{<*4>}}{12}} \right\}$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

＜＊1＞ 一時払保険料から引出部分投入額を差引いた額を、積立利率や経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。
＜＊2＞ ｉは適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。
＜＊3＞ ｊは解約日においてこの保険契約に適用している積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利です。
＜＊4＞ 残存月数は、解約日から更改日＜＊5＞ までの月数です。ただし、その月数が121か月以上の場合は、残存月数×0.5+60か月です。
＜＊5＞ その日における被保険者の年齢が105歳を超える場合、被保険者の年齢が105歳に到達する契約日の年単位の応当日とします。

②解約控除額 ＝ 一時払保険料 × 所定の解約控除率<＊6>

＜＊6＞ 解約控除率については、P.37をご参照ください。

ご注意

- この保険は積立利率適用期間を通じて積立利率が固定される商品です。そのため、ご加入にあたっては、次のような不利益が生じる可能性についてご留意ください。
  - ① 積立利率の見直しは積立利率適用期間の満了時（更改日）に行われるため、今後、市場金利が上昇した場合でも、適用中の積立利率は見直されません（上昇しません）。
  - ② また、そのような場合にご契約を解約すると、解約控除と市場調整の影響により解約払戻金が減少し、元本割れする可能性があります。
- 契約日から解約日までの期間が短い場合、解約控除額が大きいため、元本割れする可能性が高くなります。
- 市場金利が上昇した時点で解約する場合、市場調整により、元本割れする可能性（金利変動リスク）が高くなります。また、解約日から積立利率適用期間の満了（更改日）までの期間が長い場合には、市場調整の影響が大きくなります。

【契約例】

被保険者契約年齢：65歳　性別：男性　積立利率適用期間：30年
一時払保険料：50,000米ドル　積立利率：1.6%
適用している積立利率の計算に用いた指標金利：ｉ＝1.8%
引出部分運用利率適用期間：1年　引出部分運用利率：1.0%

（単位：米ドル）

経過年数	解約払戻金額（A+B）					
	(A) 解約日の指標金利ごとの引出部分以外の解約払戻金額					(B) 引出部分の金額
	2.8%（＋1.0%）	2.3%（＋0.5%）	1.8%（±0.0%）	1.3%（－0.5%）	0.8%（－1.0%）	
1年	28,366	31,465	34,890	38,678	42,869	13,135
3年	30,173	33,220	36,571	40,259	44,319	13,137
5年	31,878	34,852	38,106	41,670	45,575	13,139
7年	33,600	36,490	39,638	43,069	46,809	13,141
9年	35,330	38,127	41,159	44,447	48,014	13,143
10年	36,196	38,942	41,912	45,125	48,601	13,144
15年	38,971	41,420	44,036	46,831	49,819	13,149
20年	41,570	43,647	45,839	48,153	50,595	13,154
25年	45,129	46,243	47,390	48,571	49,788	13,159
30年＜＊＞	49,347	49,347	49,347	49,347	49,347	13,164

＜＊＞ 経過年数30年は、更改日となるため市場調整額は0（ゼロ）となり、市場調整価格は引出部分以外の積立金額と同額となります。
※ 上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。
※（　）内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。
※ 引出部分は、1年目はご契約時の引出部分の運用利率を、2年目以降は引出部分の運用利率の最低保証利率を適用して試算しています。

5 市場調整について

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。

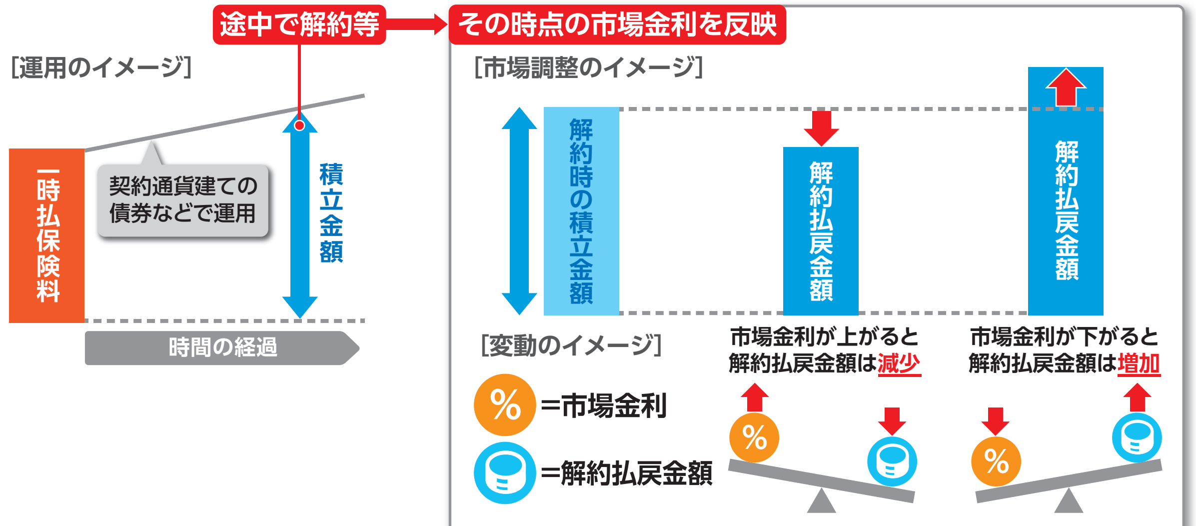

※上図は市場調整を簡易に示したイメージ図であり、解約払戻金における解約控除は考慮していません。

6 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.35の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

7 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

[為替リスクの例]（米ドル建の場合）

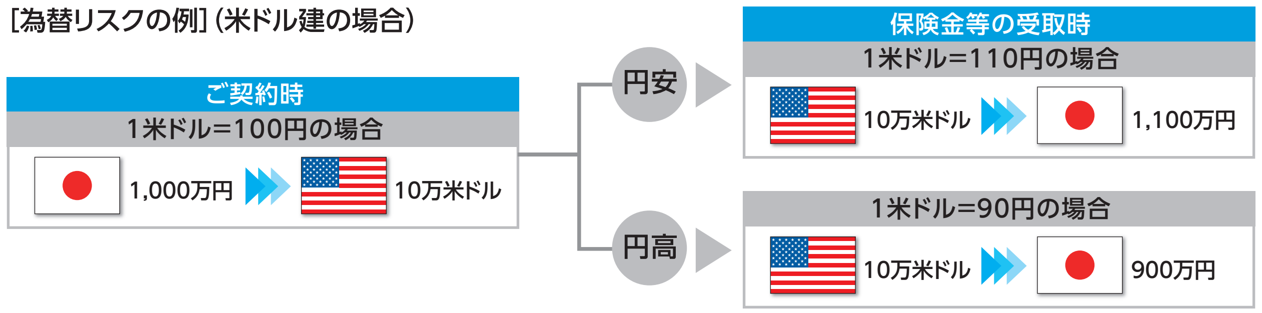

この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.37の「2.このの保険のリスクについて」をご参照ください。

8 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は**「ご契約のしおり・約款」**に記載しておりますのでご確認ください。

1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 保険期間中にご負担いただく費用

・ 保険期間中に適用される積立利率は、契約通貨および積立利率適用期間に応じて、指標金利の－1.0%～＋1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、更改日、契約通貨、積立利率適用期間によって異なります。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

・ 積立金（引出コースの引出部分の金額を除く）から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

● 初期死亡円保証特約を付加した場合にご負担いただく費用（基本コースで契約通貨が外貨の場合のみ）

保証期間中、死亡保険金を円で最低保証するための費用を積立金から控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

・ 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

・ 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合、または基本コースで円建終身保障へ移行する場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM＋50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	（契約通貨のTTM＋25銭） ÷ （払込通貨のTTM－25銭）
保険金等を円で受取る場合または基本コースで円建終身保障へ移行する場合の円支払特約レート	TTM－50銭

● 遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約（定額保険用）による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する時にご負担いただく費用

契約日から解約日（年金等へ移行する日）までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乗じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■解約控除率

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
外貨	6%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%
円	3%	2.7%	2.4%	2.1%	1.8%	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	0%

※ 基本コースにおいて、円建終身保障への移行後に解約した場合、解約控除の適用はありません。

2. この保険のリスクについて

為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

市場リスクについて

この保険を解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金・年金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4 この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて８日以内であれば、書面またはメールによるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。

【書面】
書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。
書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

＜郵送先＞
〒103-0028　東京都中央区八重洲１−３−７　八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命　クーリング・オフ担当

＜記入内容＞

記載いただく事項	記入例
①申込番号 （契約申込書の右下に記載があります。）	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由（任意）	④○○○○○○○のため。
⑤募集代理店	⑤○○○○銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 （申込者または契約者の本人口座）	⑦○○○○銀行　○○支店 普通△△△△△△△ 口座名義人　ホケン　タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区○○町○○
⑨電話番号（日中連絡先）	⑨03-○○○○-○○○○
⑩生年月日	⑩昭和○○年○○月○○日
⑪契約者（申込者）フリガナ	⑪ホケン　タロウ
⑫契約者（申込者）氏名（自署）	⑫保険　太郎

【メール】
メールによるお申込みの撤回等は、メールの発信時（送信時）に効力が生じます。
お申出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ（https://www.ms-primary.com）からとなります。

＜お手続き方法＞
三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「メールによるお申出はこちら」よりお手続きいただけます。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。（外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。）

円入金特約または外貨入金特約＜＊１＞を付加＜＊２＞して、契約通貨と異なる通貨で保険料を払込んだ場合、返還する通貨はお払込みいただいた通貨となります。（例えば、円入金特約を付加して円でお払込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。）
＜＊１＞ 募集代理店によっては、この特約をお取扱いしないことがあります。
＜＊２＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。

・ お申込者またはご契約者が法人（会社）の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
・ ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込みの撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）
フリーダイヤル　0120-125-104
受付時間：月曜日〜金曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時〜午後５時

円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨（外貨）に交換して一時払保険料をお払込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

・ その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
・ 契約通貨（外貨）で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
・ 契約通貨（外貨）で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から２年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ご契約者、被保険者、保険金・年金等受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、コースによって異なります。詳細については、「契約概要」の各コースごとの「5.解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL：03-3286-2820）までお問合わせください。

9 為替リスクについて

為替リスクについては、P.37の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 その他のご注意いただきたい事項について

保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。（支払査定時照会制度）

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- 被保険者が入院中の場合
  次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
  （1）継続入院中の一時帰宅
  （2）末期療養（ターミナルケア）のための帰宅
  （3）申込日以降の入院予定や検査入院
  （4）余命宣告を受けた場合
  （5）特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設（介護療養型医療施設、介護医療院、介護老人保健施設）に入所中もしくは入所予定
- ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

一時払保険料の入金について

この保険では、「外貨入金特約」を付加して一時払保険料を契約通貨と異なる外貨で入金することもできますが、募集代理店によっては、この特約をお取扱いしていないことがあります。このため、契約通貨と異なる外貨を原資としてご契約いただく場合、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レート（為替クロスレート）と、お客さまに適用される為替レートとは異なることがあります。

12 保険会社の商号と住所等について

商　号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住　所	〒103-0028　東京都中央区八重洲1-3-7　八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱いについて

この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値（TTM）
年金	年金支払日	
解約払戻金／引出金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日（相続税の対象となる場合）	対顧客電信買相場（TTB）
	死亡保険金の支払日（所得税の対象となる場合）	対顧客電信売買相場の仲値（TTM）

● 一時払保険料の税務

お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 引出金に対する税務（引出コース）

引出された引出金の累計額が一時払保険料を超えた場合（契約通貨が外貨の場合は、円換算額）、超えた部分の額に対して、所得税（一時所得）＋住民税が課税されます。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税（一時所得）＋住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊1＞
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

＜＊1＞「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金／終身介護年金	所得税（一時所得）＋住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時		贈与税＜＊2＞
	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税

＜＊2＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

ご注意

- 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1％」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱いは2024年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ（https://www.ms-primary.com）に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

指定代理請求人による請求は、次の請求事由に該当する場合となります。

- 引出自在型終身保障特約が付加され、被保険者が契約者である契約において、契約者が引出部分の引出金を請求できない特別な事情があるとき。
- 年金移行特約（定額保険用）または介護年金移行特約が付加され、被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき。

指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）

15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

お問合わせ・ご相談受付先

フリーダイヤル

0120−125−104

受付時間:月曜日〜金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00〜17:00

16 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・ＦＡＸは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/)
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

参考資料

介護にはどれくらいの費用や年数がかかるのでしょうか?

月々の介護費用
（公的介護保険サービスの自己負担費用を含む）

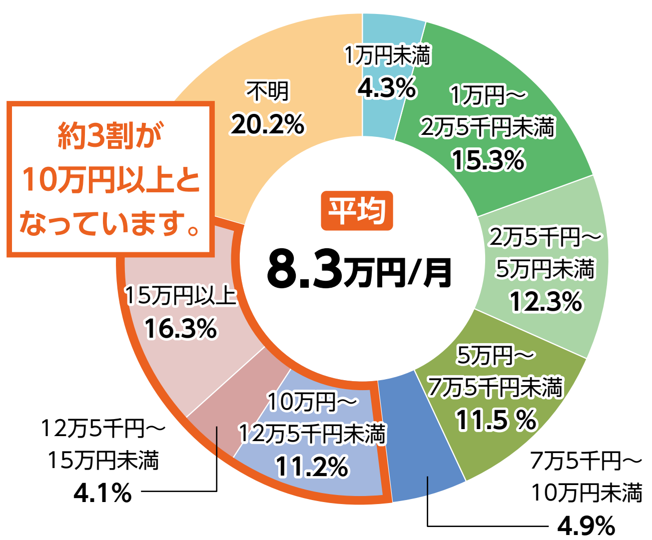

介護期間

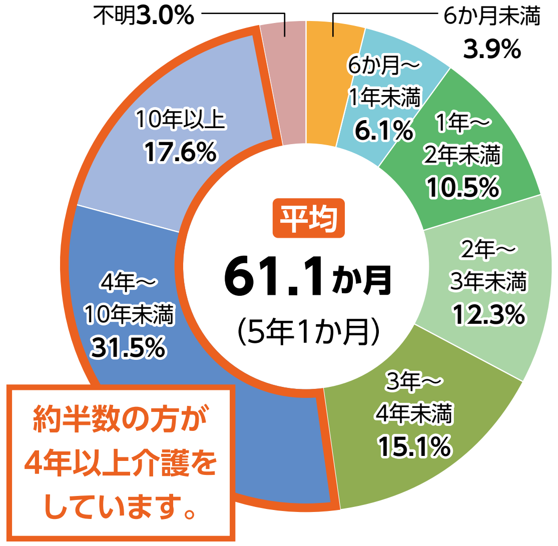

出典：(公財)生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査(2021(令和3)年度)」
※端数処理の都合により、合計値が100%にならない場合があります。

介護にかかる費用や期間は、それぞれの状況に左右されるため、平均を見ても予想をたてづらいですね。また、月々の費用の他、自宅の改修などの一時的な費用も必要です。

2015年施行の相続税法の改正以降、相続税の課税件数が倍増しました。

相続税課税件数および死亡者数の推移

今まで相続税がかからないと思っていた方も、かかる可能性があります。

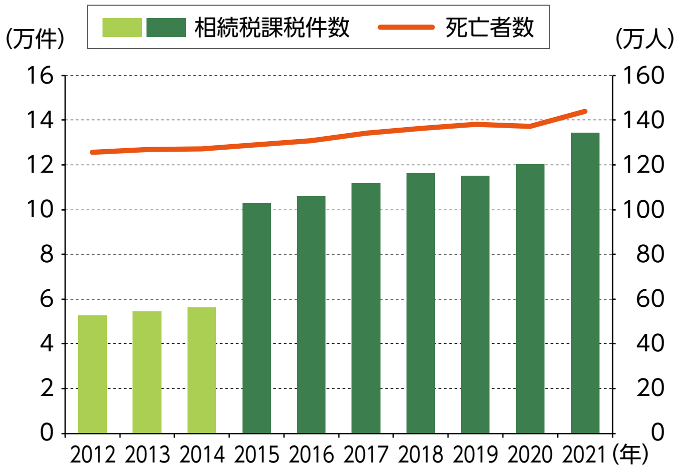

出典：財務省「相続税の課税状況の推移」
国税庁「令和3年分 相続税の申告事績の概要」

遺産の価額別分割事件割合

全体の約3/4が遺産の価額5,000万円以下です。遺産が少なくても“争族”になってしまうかも。

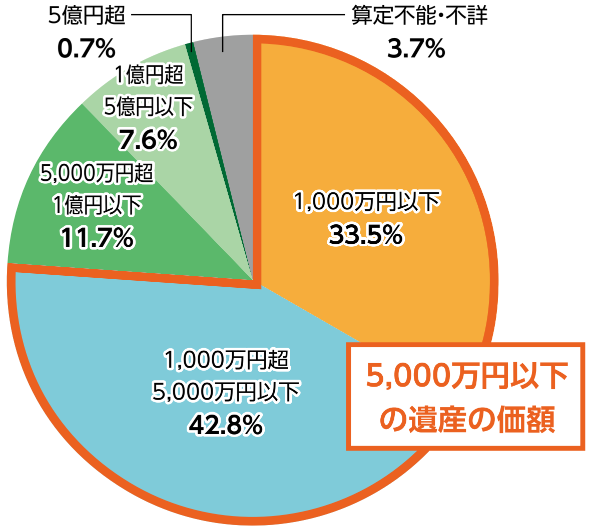

出典：最高裁判所「司法統計年報(家事事件編)令和4年」
※端数処理の都合により、合計値が100%にならない場合があります。

政策金利の推移(2003年1月～2023年11月)

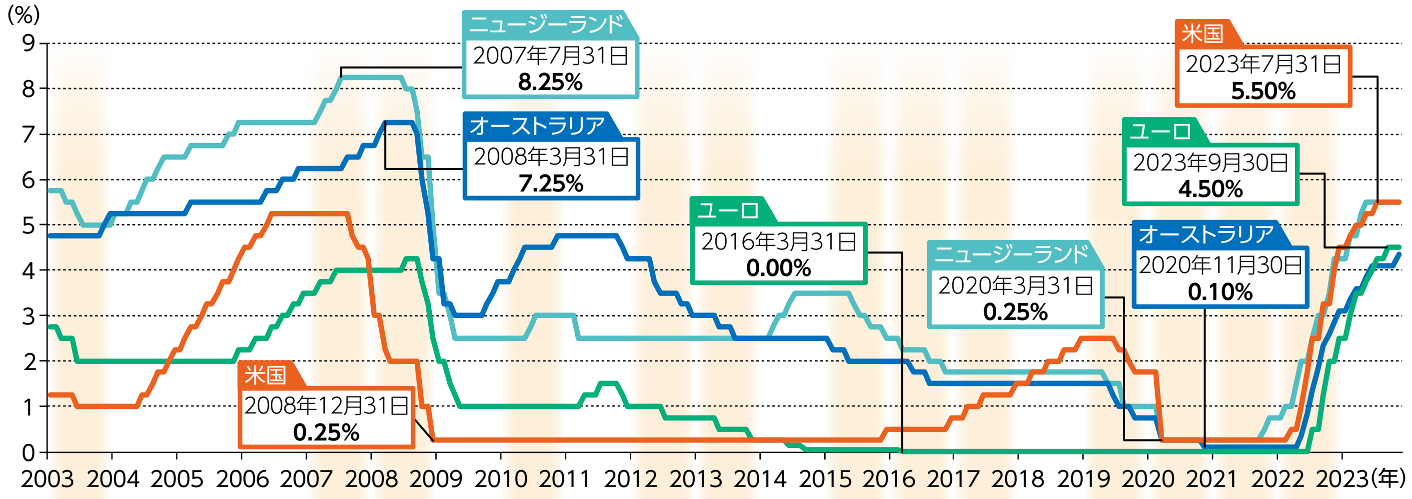

対円為替の推移(2003年1月～2023年11月)

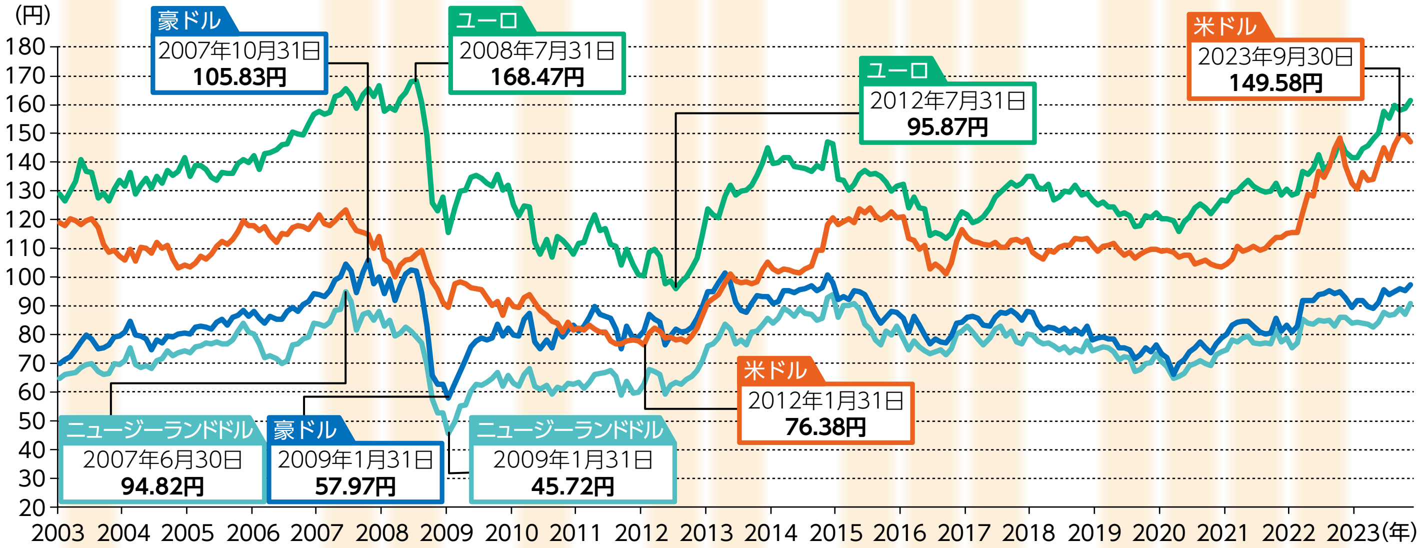

- 2003年 イラク戦争勃発
- 2007年 サブプライム深刻化
- 2008年 米国大手金融機関破綻
- 2010年 ギリシャ危機
- 2012年 アベノミクス発案
- 2013年 日銀量的質的緩和
- 2015年 米国ゼロ金利政策解除
- 2016年 米大統領選トランプ氏勝利
- 2017年 日経平均が史上最長となる16連騰を記録
- 2019年 新元号「令和」
- 2020年 新型コロナウイルス感染拡大
- 2021年 東京オリンピック・パラリンピック開催
- 2022年 ロシアによるウクライナ侵攻

【データ:政策金利】
米国：Federal Funds Rate、
ユーロ：Main Refinancing Operations、
オーストラリア：Cash Rate Target、
ニュージーランド：Official Cash Rate
(参考)日本：2023年11月末 無担保コール翌日物レート −0.022%

【データ出典】
Bloombergのデータをもとに三井住友海上プライマリー生命が作成
【データ期間】
2003年1月～2023年11月の毎月末における数値を記載

※上記グラフは過去の政策金利および対円為替の推移を示したものであり、いかなる場合も将来の利益を約束するものではなく、見通しを記したものでもありません。
また各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。
募集代理店および三井住友海上プライマリー生命は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害につきましても一切責任を負いません。

最新情報 金利と為替の推移

MEMO

MEMO

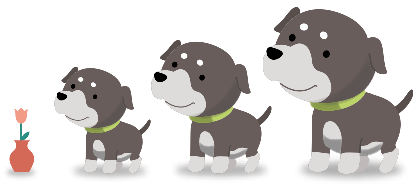

最後に、ご確認ください

この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。

クーリング・オフ制度の対象です。
（お申込みの撤回・契約の解除）

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、<u>その日を含めて8日以内</u>であれば、書面またはメールにより契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P39～P40にてご確認ください。

［イメージ図］（書面で手続きする場合の例）

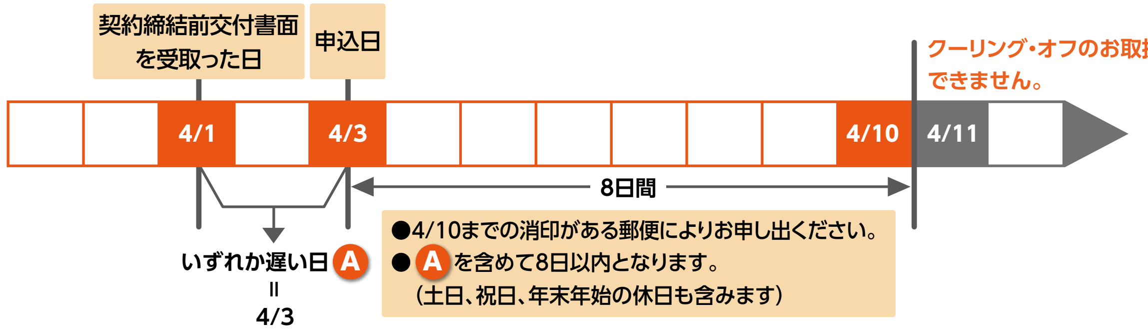

お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「保険期間中にご負担いただく費用」「初期死亡円保証特約を付加した場合にご負担いただく費用（基本コースのみ）」「外貨で契約を締結することで生じる費用」「遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約（定額保険用）による年金支払期間中にご負担いただく費用」「解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する時にご負担いただく費用」等がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P35～P37にてご確認ください。

外貨で受取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座が必要です。
外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。
契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、
<u>為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。</u>

為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P37にてご確認ください。

［為替リスクの例］（米ドル建の場合）

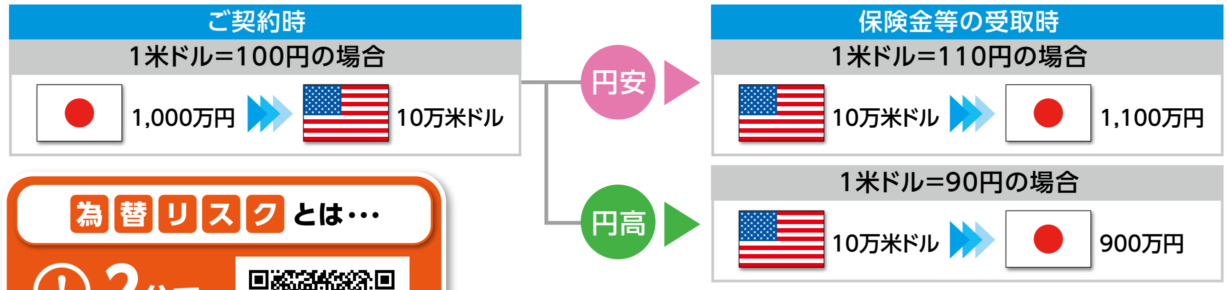

為替リスクとは…
2分でわかる!
解説動画を配信中

解約払戻金は、市場金利の影響を受けて増減します。

この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、
解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。

解約払戻金についての詳細は、「契約概要」P25～P26、P31～P33にてご確認ください。

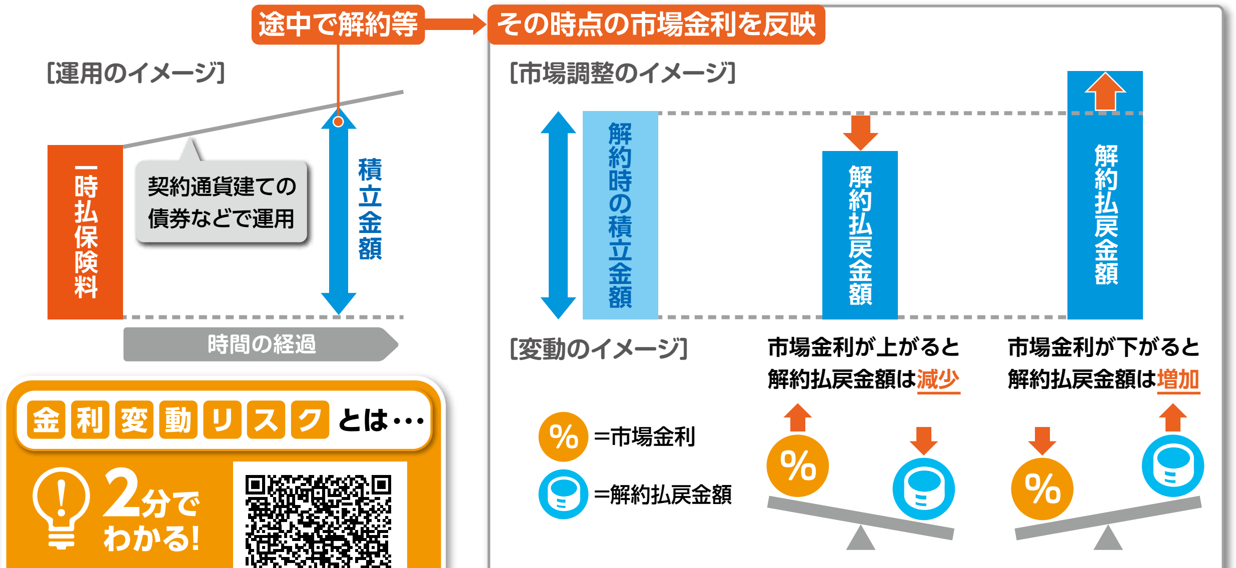

金利変動リスクとは…
2分でわかる!
解説動画を配信中

※上図は市場調整を簡易に示したイメージ図であり、解約払戻金における解約控除は考慮していません。